



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年12月10日金曜日 第266号

## ◇ 目次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...1345
施術機関の指定.....	( " ) ...1345
指定医療機関の廃止の届出.....	( " ) ...1345
指定介護機関の廃止の届出.....	( " ) ...1346
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	( " ) ...1346
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	( " ) ...1346
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更.....	( " ) ...1346
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	( " ) ...1347
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	( " ) ...1347
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...1347
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	( " ) ...1347
クリーニング業法による研修の指定.....	(薬務衛生課) ...1347
クリーニング業法による講習の指定.....	( " ) ...1348
育種母樹林の指定.....	(森林整備課) ...1348
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...1348
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	( " ) ...1348
基本測量の終了の通知(2件).....	(道路維持課) ...1348
都市計画の決定(2件).....	(都市計画課) ...1349
都市計画の変更(名称変更を伴う一部変更).....	( " ) ...1349
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局四国中央保健所) ...1349
土地改良区役員就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...1350
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(中予地方局地域福祉課) ...1350
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...1350
指定居宅サービス事業の廃止.....	(南予地方局地域福祉課) ...1350
指定介護予防サービス事業の廃止.....	( " ) ...1351
土地改良区の定款変更の認可.....	(南予地方局農村整備課) ...1351

## 正 誤

令和3年11月2日付け第255号外1愛媛県選挙管理委員会告示第89号(衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人)中.....	(選挙管理委員会) ...1351
令和3年11月19日付け第260号愛媛県選挙管理委員会告示第90号(政治団体の設立の届出)中.....	( " ) ...1351
令和3年11月19日付け第260号愛媛県選挙管理委員会告示第91号(政治団体の届出事項の異動の届出)中.....	( " ) ...1351

## 告 示

### ○愛媛県告示第1376号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ウエルシア薬局 四国中央中曽根店	四国中央市中曽根町字生吉1676番地	令和3年10月11日
コスモス薬局 東温店	東温市野田二丁目104-1	令和3年11月1日
清水さざん薬局	今治市四村102-1	令和3年11月1日
にこにこ薬局 大町店	西条市大町643番地2	令和3年11月1日

### ○愛媛県告示第1377号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
高津綾乃	今治市北日吉町一丁目1-5	令和3年10月6日

### ○愛媛県告示第1378号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
コスモス薬局中曽根店	四国中央市中曽根町1678番8号	令和3年10月9日
にこにこ薬局 大町店	西条市大町643番地2	令和3年10月31日

準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関の名称	介護機関の所在地	廃止年月日
松風病院	四国中央市土居町入野970番地	令和3年9月30日

○愛媛県告示第1379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において

○愛媛県告示第1380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社メディシス	松山市高野町甲1番地1	庄内調剤薬局	新居浜市庄内町一丁目14番35号	令和3年2月1日
株式会社ラ・マル	西条市三芳1047番地1	訪問看護ステーション空	西条市三芳1047番地1	令和3年10月19日
有限会社 アボトライ	南宇和郡愛南町城辺甲2463-2	なんくん薬局	南宇和郡愛南町城辺甲2463-2	令和3年11月1日

○愛媛県告示第1381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社メディシス	松山市高野町甲1番地1	庄内調剤薬局	新居浜市庄内町一丁目14番35号	令和3年2月1日
株式会社ラ・マル	西条市三芳1047番地1	訪問看護ステーション空	西条市三芳1047番地1	令和3年10月19日

○愛媛県告示第1382号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から主たる事務所の所在地及び指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社 履継会	（変更後） 伊予郡砥部町高尾田892番地2	訪問看護リハステーションCORE	（変更後） 伊予郡砥部町高尾田892番地2	令和3年4月28日
	（変更前） 伊予郡砥部町高尾田866番地7		（変更前） 伊予郡砥部町高尾田866番地7	

○愛媛県告示第1383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から主たる事務所の所在地及び居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社 履継会	（変更後） 伊予郡砥部町高尾田892番地2	訪問看護リハステーションCORE	（変更後） 伊予郡砥部町高尾田892番地2	令和3年4月28日
	（変更前） 伊予郡砥部町高尾田866番地7		（変更前） 伊予郡砥部町高尾田866番地7	

○愛媛県告示第1384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から主たる事務所の所在地及び介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社 履継会	（変更後） 伊予郡砥部町高尾田892番地2	訪問看護リハステーションCORE	（変更後） 伊予郡砥部町高尾田892番地2	令和3年4月28日
	（変更前） 伊予郡砥部町高尾田866番地7		（変更前） 伊予郡砥部町高尾田866番地7	

○愛媛県告示第1385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人誓生会	四国中央市土居町入野970番地	松風病院	四国中央市土居町入野970番地	令和3年9月30日

○愛媛県告示第1386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人誓生会	四国中央市土居町入野970番地	松風病院	四国中央市土居町入野970番地	令和3年9月30日

○愛媛県告示第1387号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための

研修を指定した。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 研修の名称

クリーニング師研修

2 主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
理事長 田中 秀樹

3 集合して行う研修の開催日及び場所

開催日	場所
令和4年1月23日(日)	松山市山越町450番地 愛媛県男女共同参画センター

4 受講料

5,000円

○愛媛県告示第1388号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する

知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村 時 広

1 講習の名称

クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋6丁目8番2号  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
理事長 田中 秀樹

3 集合して行う講習の開催日及び場所

開催日	場所
令和4年1月23日(日)	松山市山越町450番地 愛媛県男女共同参画センター

4 受講料

4,500円

○愛媛県告示第1389号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林を次のように指定する。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村 時 広

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数	面積	所有者等	
							氏名又は名称	住所
7	令和3年12月10日	育種母樹林	スギ・ヒノキ	東温市則之内字恵雲甲2708番、甲2709番、甲2710番、甲2711番1、甲2712番1、甲2713番1、甲2721番、甲2723番2、甲2725番、甲2726番、甲2728番、字城谷丙605番1、丙605番2、丙607番5	275本	0.58ha	愛媛県	松山市一番町四丁目4の2
8	令和3年12月10日	育種母樹林	スギ・ヒノキ	喜多郡内子町五百木404番1	627本	0.35ha	愛媛県	松山市一番町四丁目4の2
9	令和3年12月10日	育種母樹林	スギ・ヒノキ	東温市田窪字門田690番1	668本	0.26ha	愛媛県	松山市一番町四丁目4の2
10	令和3年12月10日	育種母樹林	スギ	宇和島市津島町御内372番	400本	0.12ha	愛媛県	松山市一番町四丁目4の2
11	令和3年12月10日	育種母樹林	スギ	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地417番、3番耕地504番49、3番耕地504番50	1018本	0.23ha	愛媛県	松山市一番町四丁目4の2

○愛媛県告示第1390号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村 時 広

(東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内)

今治加入区

(中予地方局農林水産振興部水産課管内)

中島加入区

○愛媛県告示第1391号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成29年12月愛媛県告示第1263号)による保険に付すべき義務は、令和3年12月9日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第25条の規定により告示する。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村 時 広

(東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内)

今治加入区

○愛媛県告示第1392号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業期間 令和3年5月24日から  
令和3年11月2日まで
- 3 作業地域 松山市、伊予市、久万高原町、砥部町、内子町

○愛媛県告示第1393号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（オルソ作成）
- 2 作業期間 令和3年5月24日から  
令和3年11月2日まで
- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第1394号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
愛南都市計画道路  
1・5・1 一本松内海線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
南宇和郡愛南町小山、中川、満倉、城辺甲、城辺乙、御荘長月、御荘平城、御荘和口、御荘長洲、御荘平山、御荘菊川、柏の各一部

○愛媛県告示第1395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
愛南都市計画道路  
3・6・2 城辺インター連絡線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
南宇和郡愛南町城辺甲の一部

○愛媛県告示第1396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
南予レクリエーション都市計画公園 5・8・7第7号南予レクリエーション都市公園	愛南都市計画公園 5・6・7第7号南予レクリエーション都市公園

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 南宇和郡愛南町御荘平城の一部

○愛媛県告示第1397号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年12月10日

愛媛県四国中央保健所長 岡 田 克 俊

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
丸住製紙株式会社  
四国中央市川之江町826番地  
代表取締役社長 星川 知之
- 2 事業場の名称及び所在地  
丸住製紙株式会社大江工場  
四国中央市川之江町4085番地
- 3 特定施設に関する事項  
(1) 大江4号抄紙機（新設）

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号チ 抄紙施設		
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり100トン		
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和4年1月4日		
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	令和5年3月31日		
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	令和5年4月1日		
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	6.5
		最大	6.0～7.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	67
	最大	75	
浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	250	
	最大	280	
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	5.0	
	最大	6.0	

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 0.6
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 6,000 最大 6,000

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.002 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 138,500 最大 138,500

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工業排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0 最大 5.8~8.3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 56.5 最大 70
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28 最大 35
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.6 最大 17

備考 この他に、雨水及び清水排水口が1箇所、清水排水口が1箇所、生活及び雨水排水口が2箇所、雨水排水口が13箇所ある。

○愛媛県告示第1398号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今治市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 上 和 則	今治市東村2丁目1番25号

○愛媛県告示第1399号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500549	合同会社 ANNE I	愛媛県東温市南方2071-5	渡 部 史 紀	就労継続支援(A型)	就労支援事業所 Ai-Work	愛媛県東温市南方2071-5	令和3年11月30日

○愛媛県告示第1400号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年12月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-30)第18219号	平成30年12月26日	伊予農産(有)	山内 栄	松山市鴨川1-8-5	令和3年11月5日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-29)第11474号	平成29年4月11日	(有)マスモト空調	増本 義治	松山市南土居町241-2	令和3年11月8日	板金工事業	建設業の廃止
(般-2)第10047号	令和3年1月13日	高松建設(株)	高松 俊三	松山市北条辻1136-13	令和3年11月25日	土木工事業、建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-29)第13815号	平成29年8月28日	(有)寺尾建設	寺尾 潤一	松山市和泉南1-11-33	令和3年11月29日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1401号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社介護ムラナカ	ヘルパーステーション キネマ	愛媛県大洲市新谷乙527番地2	令和3年10月1日	訪問介護
新愛商事株式会社	ウェルフェア大洲	愛媛県大洲市中村字西畦853番地1	令和3年10月31日	特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第1402号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年12月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
新愛商事株式会社	ウェルフェア大洲	愛媛県大洲市中村字西畦853番地1	令和3年10月31日	介護予防特定施設入居者生活介護

○愛媛県告示第1403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、城川町魚成土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年12月10日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

正 誤

○正 誤

令和3年11月2日付け第255号外1愛媛県選挙管理委員会告示第89号（衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人）中

ページ	箇所	誤	正
1	告示番号	○愛媛県選挙管理委員会告示第89号	○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

○正 誤

令和3年11月19日付け第260号愛媛県選挙管理委員会告示第90号（政治団体の設立の届出）中

ページ	箇所	誤	正
1313	告示番号	○愛媛県選挙管理委員会告示第90号	○愛媛県選挙管理委員会告示第89号

○正 誤

令和3年11月19日付け第260号愛媛県選挙管理委員会告示第91号（政治団体の届出事項の異動の届出）中

ページ	箇所	誤	正
1313	告示番号	○愛媛県選挙管理委員会告示第91号	○愛媛県選挙管理委員会告示第90号